

岩見沢市いじめ防止基本方針

平成27年2月

岩見沢市教育委員会

(令和5年10月改定)

目次

はじめに	2
I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1. いじめの防止等に関する基本的な考え方	2
(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念	
(2) いじめの理解	
(3) いじめの防止	
(4) いじめの早期発見	
(5) いじめの早期対応	
(6) 学校・家庭・地域・関係機関の連携	
(7) いじめの解消	
2. 市の責務	5
(1) 学校の設置者としての責務	
(2) 学校への指導、助言、援助等	
II いじめ防止等のための対策の内容に関する事項	
1. 岩見沢市における基本方針の策定と組織の設置	5
(1) いじめ防止基本方針の策定	
(2) 岩見沢市いじめ問題対策連絡協議会の設置	
(3) 岩見沢市いじめ問題専門委員会の設置	
2. 教育委員会が実施すべき施策	6
(1) いじめの未然防止のための主な取組	
(2) いじめの早期発見のための主な取組	
(3) いじめの早期対応のための主な施策	
(4) 学校評価等における留意事項	
3. 学校が実施すべき施策	8
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置	
III 重大事態への対処	
1. 重大事態の意味	10
2. 教育委員会の対処	10
3. 市長の対処	11
4. 再調査の結果を踏まえた対処	11

はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命や心身に重大な影響を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。

岩見沢市ではこれまで、今後に活かす危機管理と自殺予防の取組として、平成24年度に「いじめ緊急対応基本マニュアル作成チーム会議」を設置し「子どもの自殺が起きたときの緊急対応基本マニュアル（岩見沢版）」を作成しました。

さらに、平成25年度から「いじめ問題学校支援委員会」を設置し、各学校が取り組むいじめの未然防止・早期発見・早期対応など、児童生徒に寄り添う様々な取組について市全体として専門家を交えた定期的な検証を進めてきました。

また、平成27年度からは上記の委員会を「岩見沢市いじめ問題対策連絡協議会」とし、「いじめ問題専門委員会」と連携して、学校・家庭・地域・関係機関が共通認識の下、より一体となっていじめ根絶に向けた取組の検証を行ってきました。

全国的には、いじめを背景とした痛ましい事件が起こるなど、極めて憂慮すべき状況が続き、いじめが大きな社会問題となっていることから、社会総がかりで対策を進めるため、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）」が成立し、これに伴い、国は「いじめの防止等のための基本的な方針」を平成25年10月に策定しました。

これを受け、北海道は、平成26年4月「北海道いじめの防止等に関する条例」を施行し、平成26年8月に「北海道いじめ防止基本方針」（以下、「道の基本方針」という。）を策定しました。

法施行後も全国的にいじめにより尊い命が失われる事案や、一部の教職員がいじめの問題を抱え込むなどの適切な対応をとらない事案が後を絶たず、これまでの取組内容を検証するなどして平成30年2月に道の基本方針が改訂されました。その後、いじめの問題の現状と課題、児童生徒を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、いじめの問題に一層の危機感を持って取り組むため、令和5年3月に道の基本方針を見直し、改訂を行いました。

岩見沢市では、改定された道の基本方針の趣旨を踏まえ、各学校で、学校いじめ防止基本方針の点検や見直しが適切に行われ、実効性のあるいじめの防止等の取組が進められるとともに、教職員一人一人がいじめを看過したり、軽視したりせず、児童生徒の些細な変化・兆候であってもいじめとの関連を常に考慮して、迅速かつ適切な対応が行われていることや、児童生徒一人一人がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、いじめを許さない環境づくりを進めるため、「岩見沢市いじめ防止基本方針」を改定しました。

I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1. いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

岩見沢市は、次に掲げる基本理念の下、岩見沢市の全ての子どもが多様性を認め合い、元気で明るく、健やかに、希望に満ちた学校生活を送ることができるように、いじめが起きない学校づくりを推進します。

- ① いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての子どもに関係する問題であることから、いじめはどの子どもにも生じ得るという認識の下、全ての子どもが安心して学

校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われないようにすることを旨として行わなければなりません。

- ② いじめの防止等の対策は、全ての子どもがいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめが、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、子どもの理解を深めることを旨として行わなければなりません。
- ③ いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた子どもの生命及び心身を保護する、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

(2) いじめの理解

- ① いじめとは、「北海道いじめの防止等に関する条例」第2条の規定に基づき、次の場合をいいます。（いじめの定義）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

- ・「一定の人的関係」とは、学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団など、学校や市の内外を問わず、当該の子どもと何らかの関係がある子どもを指します。

- ② いじめを理解するに当たって、次の内容に留意します。
 - ア 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた子どもの立場に立つこと。
 - イ いじめを受けていても子ども自身が否定する場合があることを踏まえ、日常的に子どもの表情や様子をきめ細かく観察すること。
 - ウ インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、本人がそのことを知らずに心身の苦痛を感じていない場合でも、いじめと同様に対応すること。
 - エ 「けんか」や「ふざけあい」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断すること。
 - オ 「性的マイノリティ」や「多様な背景を持つ児童生徒」、「東日本大震災により避難している子ども」等の特に配慮が必要な子どもについては、当該の子どもの特性を踏まえた適切な支援を行うこと。

(3) いじめの防止

- ① いじめの問題を根本的に克服していくためには、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるもの」との認識を持って、全ての子どもを対象としたいじめの未然防止に取り組むことが何よりも重要です。
- ② 全ての子どもを、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくっていくためには、教職

員をはじめ関係者による一体となった継続的な取組が必要です。

- ③ 学校の教育活動全体を通じ、子どもの豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築するための素地を養うことが必要です。
- ④ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要です。
- ⑤ 全ての子どもが安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりが未然防止の観点から重要です。
- ⑥ いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、共通理解の下、地域、家庭と一体となって取組を推進することが必要です。

(4) いじめの早期発見

- ① いじめは、早期に発見することで、早期解消につながることから、教職員をはじめ、子どもに関わる全ての大人が連携し、子どものささいな変化にも気付いて対応していくことが大切です。
- ② いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要です。
- ③ いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、子どもがいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して子どもを見守ることが必要です。

(5) いじめの早期対応

- ① いじめがあることが確認された場合、学校は事案に軽重をつけず直ちに、いじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保し、いじめたとされる子どもに対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要です。また、教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関と連携するとともに、指導方針等について家庭との合意形成を図ることが必要です。
- ② 教職員は日常から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制を整えておくことが大切です。

(6) 学校・家庭・地域・関係機関の連携

- ① 校長のリーダーシップの下、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めることが必要です。
- ② いじめの問題への対応においては、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）に相談・通報を行い適切な援助を求めるとともに、日頃から緊密に連携できる体制を構築することが必要です。

(7) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、被害を受けている子どもといじめ行為を行っている子どもの関係修復状況など、他の事情も勘案して判断することとします。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害を受けている子どもに対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含みます。）が止んでいる状態が相当の期間継続していることとします。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合には、この目安に関わらず、市教育委員会又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとします。

② 被害を受けている子どもが心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害を受けている子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることとします。また、被害を受けている子ども本人及びその保護者に対し、面談等により確認することとします。

2. 市の責務

(1) 学校の設置者としての責務

- ① 市は、学校に対し、学校の取組を広く情報提供する開かれた学校づくりの推進等を通じて、信頼される学校づくりを進めるよう指導します。
- ② 市は、学校に対し、いじめの早期発見に向けて、いじめを訴えやすいようなアンケート調査の工夫改善を行うとともに、アンケート調査実施後に、関係する子どもに対する個人面談を必ず実施するように指導します。

(2) 学校への指導、助言、援助等

- ① 市は、学校がいじめ防止等のための基本方針を策定する際やいじめの問題に対処する組織を設置する際に、必要な指導、助言を行います。
- ② 市は、学校がいじめ防止等のための取組を進める際に、必要な指導、助言を行います。

II いじめ防止等のための対策に関する事項

1. 岩見沢市における基本方針の策定と組織の設置

(1) いじめ防止基本方針の策定、点検、見直し

この基本方針による取組が、より効率性の高いものとなるよう、適切に機能しているのかを点検し、必要に応じて見直しを行います。

(2) 岩見沢市いじめ問題対策連絡協議会の設置

- ① 法第14条第1項に基づき、教育委員会に、学校関係者、学識経験者、警察・児童相談所・法務局等の関係行政機関の職員、児童又は生徒の保護者及び医療・心理・福祉等の専門家で構成する「岩見沢市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじ

めの防止などに関係する機関及び団体との連携を図ります。

- ② 「岩見沢市いじめ問題対策連絡協議会」は、いじめの防止などの対策に関わる関係機関と連携し、取組の共有を図るとともに、効果的な啓発について協議します。
- ③ 「岩見沢市いじめ問題対策連絡協議会」は、「岩見沢市いじめ防止基本方針」の策定、点検、見直しについて協議します。また、「岩見沢市いじめ問題専門委員会」と連携し、いじめの防止等の対策についての取組を進めます。

(3) 岩見沢市いじめ問題専門委員会の設置

- ① 法第14条第3項に基づき、教育委員会と「岩見沢市いじめ問題対策連絡協議会」との円滑な連携の下に、いじめ防止等の対策を実効的に行うため、教育委員会の附属機関として、教育、医療、心理、福祉、法律等の専門家で構成する「岩見沢市いじめ問題専門委員会」を設置します。
- ② 「岩見沢市いじめ問題専門委員会」は、必要に応じて調査を行うほか、いじめ防止等のための調査研究や、第三者機関として当事者間の関係を調整するなど問題の解決を図ります。
- ③ 「岩見沢市いじめ問題専門委員会」は、いじめの重大事態が発生した場合の調査組織も兼ねるものとし、公平性・中立性の確保に努め、その事態の対処及び今後の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行います。

2. 教育委員会が実施すべき施策

(1) いじめの未然防止のための主な取組

- ① 子どもや保護者、教職員の悩みや不安を解消するため、全中学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、岩見沢市教育支援センターにスクールカウンセラースーパーバイザー、学校心理士、医療アドバイザー、スクールソーシャルワーカーを配置して、市内全域を対象とする教育相談を実施するなど、教育相談体制の充実を図ります。
- ② 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や自尊感情・自己肯定感を育む体験活動などを充実させ、豊かな心と健やかな体を育成する教育を推進し、規範意識と思いやりの心などを育成する教育を推進します。
- ③ いじめの防止に向けて、各学校における児童会、生徒会活動等の自主的な企画及び運営による取組の支援に努めます。
- ④ 市内小中高生による「仲間づくり子ども会議」を開催し、各学校で行っているいじめ防止の取組について協議し、いじめ防止活動の充実を図ります。
- ⑤ 各校で実施するいじめの調査結果を集約し、「岩見沢市いじめ問題対策連絡協議会」及び「岩見沢市いじめ問題専門委員会」における協議を踏まえ、必要に応じて当該校に適切な指導を行います。
- ⑥ 子ども一人一人の状態や学級・学校全体の様子を把握し、よりよい学級づくりや学校づくりを進めるため、学校生活における意欲や満足度の調査を行う「ハイパーQU検査」の活用を図ります。
- ⑦ いじめ防止等のための教職員の資質向上を図るための教職員対象の研修を実施するとともに、各学校における校内研修の充実、いじめ対応支援ツール等を活用した組織的かつ実効的な対応を推進します。
- ⑧ 子ども及び保護者等に対し、いじめの理解を促す啓発活動を行います。
- ⑨ 地域全体で子どもを守り、健やかな成長を促すため、学校、家庭、地域との連携

を円滑に行えるよう、必要な支援その他の体制を整備します。

- ⑩ ネットパトロールの実施などにより、ネットいじめの未然防止を図り、問題となる情報を発見した場合には、学校と連携・協力して適切な対応を行います。また、子どもや保護者に対して情報モラル教育等を推進するなど、啓発活動を行います。

(2) いじめの早期発見のための主な取組

- ① 子どもや保護者、教職員及び地域住民がいじめに関する相談を効果的に行うことができるように、全中学校にスクールカウンセラー、岩見沢市教育支援センターにスクールカウンセラースーパーバイザー、学校心理士、医療アドバイザー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育専門員を配置し、いじめの早期発見や心のケアに努める相談体制を整備し、周知を促進します。
- ② 子どもや保護者、教職員及び地域住民に各種相談窓口を周知する取組を進めます。
- ③ 各校が実施する子どもに対する定期的ないじめの調査結果を集約し、状況の把握に努めます。
- ④ ネットいじめの対策として、北海道教育委員会が実施するネットパトロールに加え、各学校で定期的なネットパトロールを実施し、学校と連携・協力して適切な対応を行います。

(3) いじめの早期対応のための主な施策

- ① 学校からいじめの報告があった場合、本基本方針を踏まえ、学校に対して、いじめの早期解消に向けた迅速な対応等に関し、必要な指導・助言を行います。
- ② いじめが発生した場合には、状況に応じて、スクールカウンセラーを派遣するなどの必要な支援のほか、聴き取りやアンケートによる調査、「岩見沢市いじめ問題専門委員会」を活用した調査等を行うとともに、学校と連携・協力して、いじめの解消に向けた迅速な対応を進めます。
- ③ いじめを受けた子どもを含めて、全ての子どもが安心して学校生活を送ることができるようにするため、教育上必要があると認めるときは、教育的配慮に十分留意した上で、いじめを行った子どもの別室での学習や学校教育法に基づく出席停止を命ずる等、適切な対応に努めます。
- ④ いじめに関わった子どもが同じ学校に在籍していない場合であっても、適切な対応を行うため、学校間の連携・協力体制の調整を行いながら、いじめの解消に向けた対応を進めます。
- ⑤ いじめを受けた子ども又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討します。

(4) 学校評価等における留意事項

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価に位置付けるよう指導します。
- ② 子どもの状況を踏まえた目標を立て、取組状況や達成状況を評価し、その結果を踏まえた改善に取り組むよう指導します。

3. 学校が実施すべき施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- ① 各学校は、国・道及び市の基本方針を参考にして、自らの学校として、どのよう
にいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学
校いじめ防止基本方針」として定めることとします。
 - ② 各学校は、「学校いじめ防止基本方針」に、次の内容を盛り込むこととします。
 - ア いじめ防止等の取組を体系的・計画的に行うための包括的な方針
 - イ いじめの防止等のための取組、早期発見・早期解消、生徒指導体制、教育相談
体制、校内研修等の内容
 - ウ いじめ防止等の具体的な指導プログラム
 - エ いじめの早期発見やいじめへの対処に係る具体的な取組方法及び計画
 - オ いじめへの対応に係る教職員の資質能力の向上に向けた校内研修の実施計画
 - カ (2) で示す組織を中心としたPDCAサイクルによる点検、見直しの取組
 - キ 取組の実施状況についての学校評価や教職員評価による多視的な検証と評価結
果を踏まえた改善
-
- ③ 策定した学校いじめ防止基本方針については、学校だよりや、学校のホームペー
ジ等において公開するとともに、いじめを発見したときの連絡相談窓口等を必ず入
学時・各年度の開始時に資料を配布するなどして、子ども、保護者、関係機関等に
説明することとします。また、いじめが犯罪行為と認められる場合には、警察への
相談・通報を行うことについても、あらかじめ保護者等に対して説明をします。
 - ④ 策定に当たっては、保護者等地域の方の意見を聴くことや、子どもの主体的な参
加が確保できるように留意します。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ① 各学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、教職員や心理・福
祉の専門家等により構成される「学校いじめ対策組織」を置くものとします。
- ② この組織の役割に、次のことを位置付けます。
 - ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実
施・検証・改善の中核としての役割
 - イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
 - ウ いじめの疑いに関する情報や子どもの問題行動などに係る情報の収集と記録、
共有を図る役割
 - エ いじめの情報の迅速な共有、関係ある子どもへの事実関係の聴取、指導や支援
の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応の中核としての役割

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

- ① 各学校は、いじめの未然防止に向けて、いじめはどの子どもにも起こりうるとい
う事実を踏まえ、「いじめ見逃しゼロ」という意識を持つことが大切です。また、
いじめが生まれにくい環境をつくるため、人権が尊重され安心して過ごせるととも
に、全ての子どもが自分が必要とされている存在であると感じ、多様性を認め合い
互いに支え合うことができるような取組等、発達支持的生徒指導やいじめの未然防
止教育を推進するために、全ての子どもを対象に学校全体で次の内容に取り組むこ
ととします。

- ア 教職員の不適切な認識や言動が、子どもを傷つけたり、他の子どもによるいじめを助長しないこと。
 - イ 子どもが心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを進めること。
 - ウ 子どもの人間関係を形成する力の育成を図る取組を推進すること。
 - エ 子どもが学習やその他の活動において自己有用感や自己肯定感、自己信頼感を高める取組を推進すること。
 - オ 家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用して、子どもの発達段階に応じた道徳教育の充実を図ること。
 - カ 岩見沢市の自然環境等の教育資源を生かした教育活動や体験活動を推進し、子どもの発達段階に応じた、豊かな情操や社会性、規範意識を育むこと。
 - キ 学校の教育活動全体を通じた人権に関する教育の充実に向けた取組を推進すること。
 - ク 子どもが自主的に行う児童会・生徒会活動等において、子ども同士がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合えるよう子どもの自主的な活動を推進すること。
 - ケ いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、子どもへの指導、保護者への啓発、教職員への研修等を実施すること。
-
- コ 子どもや保護者を対象とした情報モラル教育等を推進するとともに、インターネット上のいじめに対処する体制を整備する。
 - サ 学校の教育活動全体を通じて望ましい人間関係を構築する能力やコミュニケーション能力の育成を図る取組を充実すること。
 - シ 子どもが性犯罪・性暴力の加害者にも被害者にも傍観者にもならないよう、「生命（いのち）の安全教育」を推進すること。
 - ス アイヌの人たちについて正しく理解し、アイヌの人たちが暮らしていることやアイヌ文化の価値を認識する取組を推進すること。

② 各学校は、いじめの早期発見に向けて、次の内容に取り組むこととします。

- ア いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知すること。
- イ 日頃から子ども及び保護者との信頼関係の構築に努め、子どもへの定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、子どもがいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組むこと。

③ 各学校は、発生したいじめに適切に対処するため、次の内容に取り組むこととします。

- ア いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、迅速に組織的に対応すること。
- イ いじめを受けた子どもを守り通すとともに、いじめを行った子どもに対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導すること。
- ウ 学校は、教育委員会に報告するとともに、実態に応じて、児童相談所や警察等

の関係機関とも連携の上で対処すること。

- エ いじめを疑われる行為を発見したときは、その場でその行為をやめさせ、また、相談や訴えがあったときは、真摯に傾聴し、いじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を最優先に確保すること。
- オ いじめを受けた子どもから事実関係の聴取を行う際は、いじめを受けた子どもにも責任があるという考え方はあってはならず、自尊感情を高めるように留意するとともに、個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を図っていくこと。
- カ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた子どもや保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、複数の教職員の協力の下、いじめを受けた子どもの見守りを行うなど、安全を確保すること。
- キ いじめを受けた子どもが安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、寄り添い支える体制をつくとともに、必要に応じていじめを行った子どもを別室において指導することや、状況に応じて出席停止の措置を行うなど、落ち着いて教育を受けられる環境を確保すること。
- ク いじめを行った子どもの指導に当たっては、迅速に保護者に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるように協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行うこと。
- ケ いじめを見ていた子どもに対して、自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめをやめさせることができなくても、傍観者になることなく誰かに知らせる勇気を持つように指導すること。
- コ ひやかしやからかいに同調していた子どもに対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させ、学級全体で話し合うなど、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を育てるように指導すること。
- サ いじめの解消は、謝罪のみで終わるものではなく、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきであり、全ての子どもが集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくこと。

Ⅲ 重大事態への対処

1. 重大事態の意味

重大事態とは、「いじめ防止対策推進法」第28条の規定に基づき、次の場合をいいます。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※ (1)の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける子どもの状況に着目して判断し、例えば、自殺や重大な傷害、金品等の重大な被害、精神性の疾患を発症した場合などが想定されます。

(2)の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかか

ならず、迅速に対応します。

- ※ 子どもやその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして対応します。

2. 教育委員会の対応

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告します。
- (2) 教育委員会は、重大事態の対応及び発生の防止のため、岩見沢市いじめ問題専門委員会による事実関係を明確にするための調査を行います。
- (3) 教育委員会は、重大事態の調査を行うとき、または、重大事態の調査が終了したときは、速やかに市長に報告します。
- (4) いじめを受けた子どもからの聴き取りが可能な場合、いじめを受けた子どもや情報を提供してくれた子どもを守ることを最優先して調査を実施します。
- (5) いじめを受けた子どもからの聴き取りが不可能な場合は、保護者の要望や意見を十分に聴取した上で、校内の子どもや教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを実施します。
- (6) 調査結果については、教育委員会から市長に報告するものとし、いじめを受けた子どもやその保護者が希望する場合には、いじめを受けた子どもとその保護者の意見を書面により市長に報告します。
- (7) 教育委員会は、いじめを受けた子どもやその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について、適時・適切な方法で情報を提供するとともに、必要に応じて経過報告を行います。

3. 市長の対応

- (1) 市長は、重大事態に係る報告を教育委員会から受け、法第30条第2項に基づき、その対応、および当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、市長の附属機関として岩見沢市いじめ問題再調査委員会を設置し、教育委員会による調査の結果について再調査を行います。
- (2) 市長は、いじめを受けた子どもやその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について、適時・適切な方法で情報を提供するとともに、必要に応じて経過報告を行います。

4. 再調査の結果を踏まえた対応

市長および教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、それぞれの権限と責任において、当該重大事態への対応および同種の事態の発生の防止のため、必要な施策を実施します。

【重大事態への対処】

法第30条第2項による組織

